

特措法第24条の特定一般廃棄物処理施設・ 特定産業廃棄物処理施設に係る環境大臣の確認について

1. 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に係る環境大臣の確認について（概要）

放射性物質汚染対処特措法第24条において、一般廃棄物処理施設であって一定の要件に該当するもの（以下「特定一般廃棄物処理施設」という。）又は産業廃棄物処理施設であって一定の要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処理施設」という。）の設置者等は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく通常の維持管理基準の他、環境省令で定める特別の維持管理基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされています。（特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の要件や維持管理基準の詳細内容については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン「**3.2 特定一般廃棄物処理施設維持管理基準及び特定産業廃棄物処理施設の維持管基準**」をご参照ください。

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl02_ver1.pdf）。

ただし、一定の要件に該当する施設として環境大臣の確認（以下「除外確認」という。）を受けた施設については、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設から除外されます。

2. 除外確認の具体的な判断の目安について

特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に係る除外確認の具体的な判断の目安は、以下のとおりです。

① ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物の焼却施設

以下のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 直近に行ったばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が800 Bq/kg以下であったこと

イ 直近に行った3回以上の廃棄物の調査（当該3回以上の調査が60日以上の期間にわたり行われた場合に限る。）の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が全て6,400 Bq/kg以下であったこと

② 廃棄物の焼却施設（①に該当するものを除く。）、廃棄物の熔融施設、熱分解施設若しくは焼成施設（焼却施設に該当するものを除く。）又は汚泥の脱水施設

以下のア又はイのいずれかに該当し、かつウ及びエに該当すること。

ア 直近に行った廃棄物の調査の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が800 Bq/kg以下であったこと

イ 直近に行った3回以上の廃棄物の調査（当該3回以上の調査が60日以上の期間にわたり行われた場合に限る。）の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が全て6,400 Bq/kg以下であったこと

- ウ 排出口における排ガスのセシウム 134 及びセシウム 137 の濃度について下記 a の式により算定した値が 3 か月連続で 1 を超えないこと
- エ 排出口における排水のセシウム 134 及びセシウム 137 の濃度について下記 b の式により算定した値が 3 か月連続で 1 を超えないこと

a

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

b

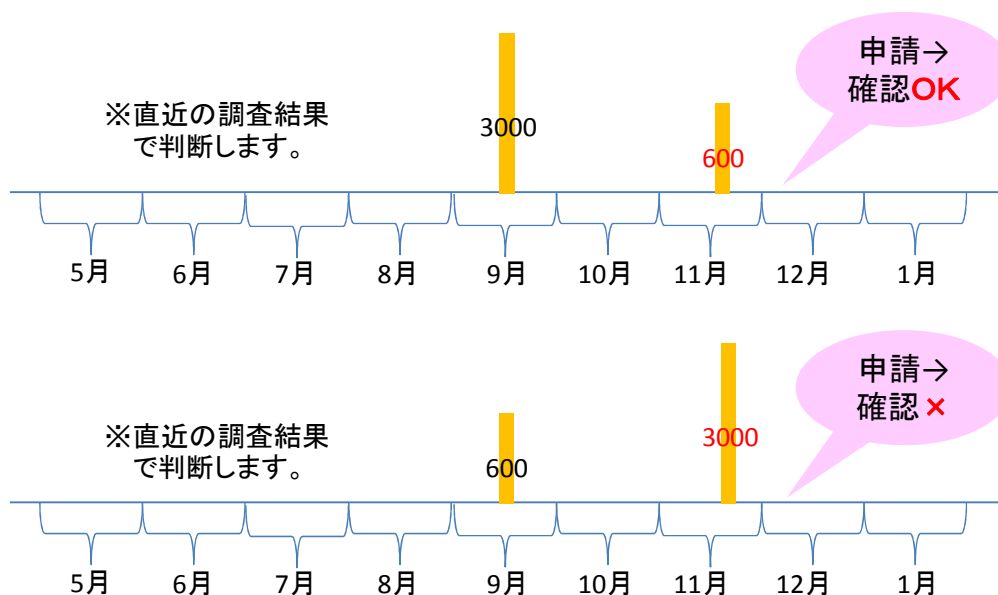
$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

このうち、イの要件における、3 回以上の調査が 60 日以上期間にわたり行われた場合とは、申請時点における直近の 3 回以上の測定結果に係る「試料の採取を行った年月日」のうち、最も早い日と最も遅い日が 60 日以上離れていることとします。

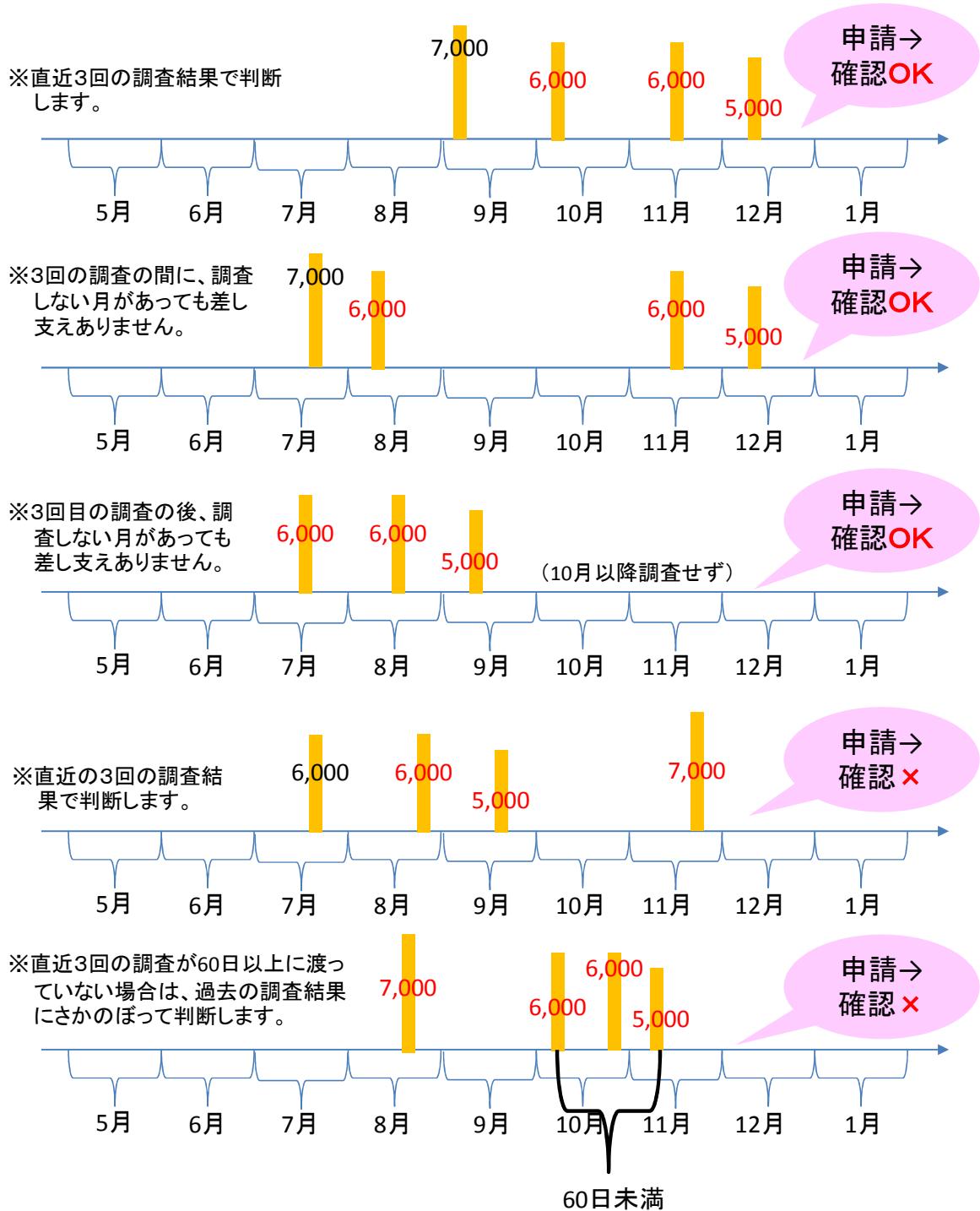
※過去の測定結果の扱いについて

特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に係る除外確認には、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件」の改正告示の適用日（平成 24 年 11 月 30 日）前に行われた測定結果も活用することができます。例えば、汚泥脱水施設において改正告示の適用日（平成 24 年 11 月 30 日）前に汚泥の調査を行っている場合、それらの調査結果が上記の具体的な判断の目安に該当すれば、それらの測定結果により除外確認を受けることが可能です。

【具体的な判断の目安アについての概念図】



【具体的な判断の目安についての概念図】



3. 除外確認の手続について

(1) 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の除外確認は、申請により行います。除外確認を受ける場合は、以下に従って、施設の所在地を管轄する地方環境事務所宛に申請書を御提出ください。

① 申請書の様式及び記載例は以下のとおりです。

【申請書様式例】

放射性物質汚染対処特措法施行規則第 条 号の確認に係る申請書

年 月 日

東北地方環境事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

施設の種類に応じて該当条項を記載して下さい。

第 32 条第 2 号	特定一般廃棄物処理施設
第 34 条第 2 号	特定産業廃棄物処理施設
第 32 条第 2 号及び 第 34 条第 2 号	特定一般廃棄物処理施設かつ特定産業廃棄物処理施設である焼却施設

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第 条第 号の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

次の中から該当するものを記載してください。

- ・一般廃棄物の焼却施設 ・一般廃棄物の溶融施設
- ・一般廃棄物の熱分解 ・一般廃棄物の焼成施設
- ・汚泥の脱水施設 ・産業廃棄物の焼却施設
- ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

1. 環境大臣の確認を受ける施設の種類

汚泥の脱水施設

2. 施設に係る事業場の名称、所在地及び連絡先

〇〇浄水場

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

3. 直近の放射能濃度の測定結果は次のとおり。

(1) 廃棄物

添付書類として、測定結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）を添付してください。添付書類の右肩部分に、この番号と対応する番号を付してください。当するものを記載してください。

測定した 廃棄物の種類	廃棄物が 生じた時期	試料採取 年月日	放射能濃度 (Bq/kg)			添付資 料No.
			Cs-134	Cs-137	Cs合計	
汚泥	平成24年 11月13日	平成24年 11月15日	140	240	380	①

(2) 排ガス

試料採取年月日	平成24年9月11日		添付資料No.	②
試料名	放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
ろ紙部	Cs-134	1.5 Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs-137	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs合計	2.5 Bq/m ³		—
ドレン部	Cs-134	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs-137	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs合計	ND Bq/m ³		—
ろ紙部とドレン部の合計	Cs-134	2.5 /20 Bq/m ³	0.13	—
	Cs-137	2 /30 Bq/m ³	0.07	—
	Cs合計	4.5 Bq/m ³	0.20	—

試料採取年月日	平成24年10月9日		添付資料No.	③
試料名	放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
ろ紙部	Cs-134	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs-137	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs合計	ND Bq/m ³		—
ドレン部	Cs-134	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs-137	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs合計	ND Bq/m ³		—
ろ紙部とドレン部の合計	Cs-134	2 /20 Bq/m ³	0.1	—
	Cs-137	2 /30 Bq/m ³	0.07	—
	Cs合計	4 Bq/m ³	0.17	—

試料採取年月日	平成24年11月13日		添付資料No.	④
試料名	放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
ろ紙部	Cs-134	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs-137	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs合計	ND Bq/m ³		—
ドレン部	Cs-134	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs-137	ND Bq/m ³		1 Bq/m ³
	Cs合計	ND Bq/m ³		—
ろ紙部とドレン部の合計	Cs-134	2 /20 Bq/m ³	0.1	—
	Cs-137	2 /30 Bq/m ³	0.07	—
	Cs合計	4 Bq/m ³	0.17	—

(3) 排水

試料採取年月日	平成24年9月10日	添付資料No.	⑤
放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
Cs-134	ND /60 Bq/L	0.17	10 Bq/L
Cs-137	ND /90 Bq/L	0.11	10 Bq/L
Cs合計	20 Bq/L	0.28	—

試料採取年月日	平成24年10月8日	添付資料No.	⑥
放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
Cs-134	ND /60 Bq/L	0.17	10 Bq/L
Cs-137	ND /90 Bq/L	0.11	10 Bq/L
Cs合計	20 Bq/L	0.28	—

試料採取年月日	平成24年11月12日	添付資料No.	⑦
放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
Cs-134	ND /60 Bq/L	0.17	10 Bq/L
Cs-137	ND /90 Bq/L	0.11	10 Bq/L
Cs合計	20 Bq/L	0.28	—

備考1：分析結果が検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示する。

備考2：(2) 及び (3) に示す排ガス及び排水の測定結果においては、濃度限度に対する割合及びセシウムの合計の計算において、分析結果が検出下限値未満であった場合は、検出下限値を用いて計算する。

備考

申請書には、調査結果を証する書類を添付すること。

② 添付資料として、申請書に記載した測定結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）を添付してください。

(2) 地方環境事務所において、申請の内容を審査いたします。

(3) 審査の結果、確認の要件に該当すると判断された場合には、確認を行います。確認を行った旨については、確認通知書によりお知らせいたします。